

令和4年度 医療的ケア児支援センターの活動状況について

[資料3-1]

各医療的ケア児支援センターの活動状況

1 相談

(1) 相談件数と相談状況

	相談件数	対象児の主な医療的ケア (1件の個別相談につき複数回答あり)	主な相談者 (同一案件に対し複数の相談者あり)	主な相談内容 (1件の相談につき複数回答あり)
基幹	9件 (6人)	○経鼻経管栄養 52件	○相談支援事業所 34件	○福祉サービスの利用 73件
地域	161件 (104人)	○気管切開 41件	○医療機関 27件	○権利養護 36件
		○人工呼吸器 40件	○学校 24件	○通学 33件
		○喀痰吸引 31件	○市町村職員 23件	○就園 23件
		○胃ろう 23件	○家族 17件	○障害病状の理解 14件
計	170件 (110人)			○健康検診 1件

※上段は延べ相談件数。延べ相談件数には特定の医療的ケア児に関する個別の相談のほか、支援一般に関する相談を含む。

※下段()内は延べ相談件数のうち個別の相談があった医療的ケア児の実人数。

※にじいろ医療的ケア児支援センター担当圏域の相談については、開設までの4月～11月はだいたいどう医療的ケア児支援センターが対応した。

2 研修

各地域の支援者に対し研修を実施し、人材育成による医療的ケア児支援のための地域づくりを図った。

	概要
地域支援センター	○各センターにおいて担当圏域の支援者を対象とした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・方法：集合、訪問、Web ・回数：計38回/年(センター合計) ・参加者：計1383名(センター合計)

3 関係機関連携

各地域支援センターが関係機関を訪問等し、支援に携わる関係機関のネットワーク構築による医療的ケア児のための地域づくりを図った。

4 その他

区分	出席者	内容等
医療的ケア児支援センター担当者会議	各センター担当者、県医療療育支援室	○計11回開催(集合/1回、Web/10回) ○各センターの取組状況及び課題の共有、検討
医療的ケア児支援センターセンター長会議	各センター長、県医療療育支援室	○計2回開催(Web/令和4年6月、令和5年1月) ○センター運営活動に係る課題検討

基幹支援センターの活動状況

1 医療的ケア児支援センターWebサイトの開発・公開について

(1) 趣旨・目的

医療的ケア児やそのご家族を始め、医療、保健、福祉、教育、労働など多くの分野の支援者に役立つ幅広い情報を一元的に集約し、わかりやすい掲載方法で発信することを目的として開発、公開した(公開日：令和5年2月8日)。

(2) アクセス数

901件(令和5年2月8日から令和5年3月31日)

2 医療的ケア児支援センターのリーフレット作成・配布について

(1) 趣旨・目的

医療的ケア児支援センターを紹介し、周知することを目的として作成(47,200部発行)。

(2) 配布方法・時期

各地域支援センターから担当圏域内の市町村の障がい福祉課等へ配布。

3 専門研修について

県全体の支援者に対して研修を実施し、人材育成による医療的ケア児支援のための地域づくりを図った。

	概要
基幹支援センター	○医療的ケア児支援者研修(基礎) (令和4年10月2日(日)実施) 28名 ○医療的ケア児支援者研修(専門) (令和4年11月19日(土)実施) 41名

4 その他(社会資源調査「非常用電源装置の購入補助(給付)の実施について」

(1) 趣旨・目的

災害において停電はもっとも起こりやすい一方で、在宅で電源を必要とする医療機器を利用している医療的ケア児は多い。災害対策の観点から、54市町村の非常用電源装置の購入補助(給付)に関わる状況を調査し、補助の有無、該当機種、窓口等の情報を集約し情報提供をした。

(2) 調査結果(※あいち医療的ケア児支援センターWebサイト掲載)

a 補助(給付)事業実施の有無

- ・実施あり：17市町村(調査時) → 20市町村(令和5年5月末時点)
- ・未実施：34市町村

b 追跡調査：年1回実施し情報を更新していく。

1 医療的ケア児支援ネットワーク構築事業 (資料3-3)

(1) 趣旨・目的

医療的ケア児支援は市町村単位で支援体制を組むことが基本であり、そのためには、医療的ケアの把握が不可欠である。医療的ケア児を確実に把握して福祉サービスにつなげるためには、医療的ケアを導入した医療機関から市町村に情報が入る体制が必要となる。医療機関から確実な情報提供をうけるために、医療的ケア児に関わる可能性のある病院を医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーで訪問し、以下の事業を展開する。

(2) 具体的な事業

a 情報集約の窓口固定

医療的ケア児とその家族の情報集約窓口を、市町村毎に固定する体制を整備する。

- ・医療機関から情報提供を受入れるための「県内市町村の連絡先一覧」を作成し、病院に配付する。
- ・市町村の情報集約課窓口は報告書(資料3-4)を年1回、圏域担当の医療的ケア児支援センターに提出し、県内の情報を基幹支援センターで集約管理する。

b 市町村の協議の場の充実

圏域を担当する医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが連携して協議の場の活性化・機能強化に関わる。

- ・医療的ケア児等アドバイザーと共に協議の場に参加し、体制の課題を評価し改善していく。
- ・関係機関が縦割りではなく横につながって検討・解決していく協議の場になるようにしていく。

c 医療的ケア児に関わる可能性のある病院訪問

病院からの退院連絡を、居住地の市町村情報集約窓口で把握し、医療と福祉の関係作りを整備する。

- ・医療的ケア児支援センター(センター長もしくは小児科医師と担当者)と圏域の医療的ケア児等アドバイザーで訪問し、市町村への情報提供の協力を依頼する。
- ・訪問する病院は、周産期母子医療センター、救命救急センター、地域医療支援病院。(資料3-5)
- ・医療的ケアが必要な状態での退院が決まったら、病院MSWから医療的ケア児の居住地の市町村の情報集約窓口へ必ず連絡を入れて頂く。
- ・医療的ケア児等コーディネーターは、開催される退院前カンファレンスに出席し、個人情報の提供に関する同意書(資料3-6)を取る。

d 医療的ケア児等コーディネーターと市町村関係者向けの情報提供

医療的ケア児支援センターは圏域の関係機関連携会議を定期的開催し、圏域の医療的ケア児等アドバイザー、医療的ケア児等コーディネーター、市町村関係者と情報を共有する。

e 困難事例の共有

医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児等アドバイザーから地域の困難事例、課題についての情報を収集する。

- ・具体的な問題点を、医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーと共有する。

2 医療的ケア児支援センターWebサイトの充実

(1) 主旨・目的

医療的ケア児やその御家族を始め、医療、保健、福祉、教育、労働など多くの分野の支援者に役立つ幅広い情報を一元的に集約し、わかりやすい掲載方法で発信する。

(2) 作業予定(内容)

「用語集」、「Q&A」等を追加する。

3 専門研修について

	医療的ケア児支援者研修 (基礎)		医療的ケア児支援者研修 (専門)
趣旨・目的	医療的ケア児に関わる、または関わろうとする保育士、教員等に向けた支援に必要な基礎的な知識、対応を学ぶ研修(計2回)		医療的ケア児に関わる、または関わろうとする看護師等に向けた支援に必要な専門的な知識、技術を学ぶ研修
開催日時	(1回目) 令和5年6月25日(日) 午後1時から 午後4時30分まで	(2回目) 令和5年9月2日(土) 午後1時30分から 午後4時30分まで	令和5年11月19日(土) 午後1時30分から 午後4時30分まで
開催場所	県医療療育総合センター	ウイルあいち	ウインクあいち
募集人数	40人	100人	100人

4 その他(社会資源調査)

(1) 調査予定(内容)

- 非常用電源装置の購入補助(給付)追跡調査
- 市町村の医療的ケアに関するガイドブックの集積
- 重心障害児者対応事業所の更新調査

愛知県のすべての医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築事業

【市町村にお願いしたいこと（名古屋を除く）】

2023/05/09 あいち医療的ケア児支援センター

<ネットワーク構築事業の目的>

医療的ケア児とその家族への支援は、R3.9.18 施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、地方公共団体の責務となった。

愛知県における医療的ケア児支援体制整備は、地域によっては医療と福祉の連携が進み、行政と一体となって医療的ケア児支援ネットワークが構築されている。しかし、その一方で今もなお、支援対象者のリスト把握は十分出来ていない地域もあり、自ら相談できず支援を受けられない医療的ケア児と家族がいるのも事実である。

愛知県では令和4年度に7カ所の医療的ケア児支援センターを設置し、圏域毎に医療的ケア児等アドバイザーを配置し、重層的な医療的ケア児とその家族への支援体制を進める体制を整備した。上記の問題を解決するため、医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが連携して地域支援ネットワーク体制を構築する事業を展開する。

<具体的な事業>

医療的ケア児支援は市町村単位で支援体制を組むのが基本であり、医療的ケア児の把握から始まる。医療的ケア児を確実に把握して福祉サービスにつなげるには、医療的ケアが導入された医療機関から情報提供を受けるのが一番確実である。

●医療機関から市町村へ情報提供を依頼する児童

診療報酬、障害者総合支援法及び児童福祉法上に定める超重症児（者）の判定スコア、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い導入された医療的ケア児（者）の新判定スコア等に示されている項目のうち、次の医療的ケアを必要とする児など、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児。

人工呼吸器管理（排痰補助装置含む）、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、たんの吸引（口鼻腔、気管カニューレから）、ネブライザー（薬液吸入）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）、中心静脈栄養（IVH）、皮下注射（インスリン）
血糖測定、腹膜透析、導尿、人工肛門、摘便・洗腸

1) 医療的ケア児が医療機関から退院する際の流れ

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーで、医療的ケア児が初めて退院する可能性のある医療機関（別紙参照）を予め訪問する。担当の医師、看護師、MSWに医療的ケア児の退院後の生活には医療と福祉の支援ネットワーク構築が必要で、退院時から支援が必要であること、そのために医療的ケア児の発生時での把握が必須であること、を伝えネットワーク構築事業への協力を依頼する。

具体的に目指す連携体制は、下記の通りである。医療機関の退院前カンファレンスに居住地の市町村医療的ケア児等コーディネーター等が参加することがスタートとなる。

①医療的ケア児が退院する時は、退院前カンファレンスを開催する。

カンファレンスが必要と判断されない医療的ケア児であっても、②③はお願いしたい。

②医療的ケアが必要な状態での退院が決まったら、病院 MSW から医療的ケア児の居住地の市町村窓口には必ず連絡を入れる※。

③市町村は医療的ケア児の担当医療的ケア児等コーディネーターを指名する。医療的ケア児等コーディネーターは、開催される退院前カンファレンス等に参加するが、開催前から病院訪問等で医療的ケア児と家族と面談することも可能である。退院前カンファレンスが開催されない場合は、退院後、担当の医療的ケア児等コーディネーターとして家族の相談に乗っていく。

④困難が予想される事例の場合には、医療的ケア児等コーディネーターから、医療的ケア児支援センターへ情報を入れる。医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児等アドバイザーと協議して対応を検討する。

※医療機関 MSW から医療的ケア児の退院を情報連絡する市町村窓口連絡先一覧表を作成する。（あいち医療的ケア児支援センターが地域医療的ケア児支援センターから情報を集め作成する。）

他県からの転居してくる医療的ケア児についても、外来初診で把握した際に、MSW から市町村窓口には必ず連絡を入れ、担当医療的ケア児等コーディネーターを決定する。

2) 市町村の情報集約の窓口固定

医療機関の MSW、家族、支援者等、市町村内の様々な関係者に集まってくる医療的ケア児とその家族の個別情報を集約する担当窓口を定める。

集約する市町村担当窓口から定期的に医療的ケア児支援センターへ医療的ケア児の情報を報告して下さい。（フォーマット作成中）その情報を医療的ケア児支援センターでリスト管理する体制を構築する。

担当窓口が決まり次第、圏域の医療的ケア児支援センターに報告して下さい。

★6月9日（金）までに、医療機関から連絡先を圏域の医療的ケア児支援センターに報告してください。

3) 市町村の医療的ケア児支援の協議の場充実

医療的ケア児と家族に対する支援課題は、基本的には、県内すべての市町村に設置された「医療的ケア児支援の協議の場」で検討される。協議の場を必要であれば年に複数回開催し、市町村内の対象となる医療的ケア児の状況等を定期的に確認し、課題があれば協議して下さい。協議の場が定例化され、効果的に協議の場で議論が進むように、圏域を担当する医療的ケア児支援センターと医療的ケア児等アドバイザーが、協議の場への参加者、運営方法等の体制等について支援を行う。

4) 医療的ケア児関係機関連携会議への参加

医療的ケア児支援センターが開催する医療的ケア児関係機関連携会議は、医療的ケア児等コーディネーターと市町村関係者が医療的ケア児について情報共有する機会となる。この会議に、医療的ケア児等コーディネーターと市町村関係者は参加して下さい。

5) 医療的ケア児等アドバイザーと医療的ケア児支援センター間での困難事例の共有

市町村だけで対応できない課題のうち県の医療的ケア児支援協議の場で検討が必要と考えられるものについては、困難事例を、市町村や医療的ケア児等コーディネーターから医療的ケア児支援センターに情報提供して下さい。

202年4月末締め（5月提出/厳守）

※2023年は10月末締め（11月提出/厳守）

医療的ケア児（基礎情報）報告書

SEQ	生年月日 年 月	発 達 手帳等	医療的ケア スコア判定	福 祉 相談支援者	主 な 日 中 活 動						医 療 的 ケ ア ※ 重 複 可													災害 支 援 者 登 録	就 労 主 介 護 者	備 考 特 記 事 項 そ の 他											
					< 利用サービス >						在 籍	学 年	区 分	学 級	(運動機能 自 力 移 動)	移 動 手 段	実 施 者 医 療 的 ケ ア 実 施 者	人 工 呼 吸 器	排 痰 補 助 装 置	気 管 切 開	エ ア ウ ェ イ	経 鼻 咽 頭	酸 素				喀 痰 吸 引	経 鼻 経 管 栄 養	胃 瘻 栄 養	中 心 静 脈 栄 養	イ ン ス リ ン 注 射	血 糖 測 定	腹 膜 透 析	導 尿	人 工 肛 門	そ の 他	
					訪 問 診 療	訪 問 看 護	訪 問 リ ハ	居 宅 介 護	見 童 発 達 支 援	放 課 後 デ イ																											短 期 入 所
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					

医ケア児センター	保健医療福祉圏域	医療機関名称	所在地	周産期母子医療センター	救急救命センター	地域医療支援病院
だいどう	名古屋・尾張中部	日赤名古屋第一病院	名古屋市中区	総合	○	○
		日赤名古屋第二病院	名古屋市昭和区	総合	○	○
		名大附属病院	名古屋市昭和区	総合		
		名市大病院	名古屋市瑞穂区	総合	○	
		名市大西部医療センター	名古屋市北区	地域		○
		大同病院	名古屋市南区	地域		
		名古屋救済会病院	名古屋市中川区		○	○
		(国)名古屋医療センター	名古屋市中区		○	○
		中京病院	名古屋南区		○	○
		名市大東部医療センター	名古屋市千種区		○	○
		名古屋記念病院	名古屋市天白区			○
		中部労災病院	名古屋市港区			○
		国共済名城病院	名古屋市中区			○
藤田医科大学ばんだね病院	名古屋市中川区			○		
青い鳥	海部	厚生連海南病院	弥富市	地域	○	○
あいち	尾張東部	藤田医大病院	豊明市	総合	○	
		愛知医大病院	長久手市	地域	○	
		公立梅生病院	瀬戸市	地域	○	○
		旭労災病院	尾張旭市			○
にしおわり	尾張西部	一宮市民病院	一宮市	地域	○	○
		総合大雄会病院	一宮市		○	○
あいち	尾張北部	小牧市民病院	小牧市	地域	○	○
		厚生連江南厚生病院	江南市	地域	○	○
		春日井市民病院	春日井市		○	○
にじいろ	知多半島	市立半田病院	半田市	地域	○	○
		公立西知多総合病院	東海市			○
三河青い鳥	西三河北部	トヨタ記念病院	豊田市	地域	○	○
		厚生連豊田厚生病院	豊田市		○	○
	西三河南部東	岡崎市民病院	岡崎市	地域	○	○
		藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市			○
にじいろ	西三河南部西	厚生連安城更生病院	安城市	総合	○	○
		刈谷豊田総合病院	刈谷市	地域	○	○
信愛	東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市	総合	○	○
		豊川市民病院	豊川市		○	○
	県全域	あいち小児保健医療総合センター (医療的ケア児支援センター協力機関)	大府市 (知多半島圏域)		小児	
	県全域	愛知県医療療育総合センター (あいち医療的ケア児支援センター)	春日井市 (尾張北部圏域)			

<参考様式>

個人情報提供に関する同意書

(市町村の長) 殿

私は、医療的ケア児及びその家族の個人情報について、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

記

1 使用目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児に必要な支援を行うために、その状況の確認や支援を行う関係機関との連絡調整と情報共有が必要な場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報の取扱いは、情報提供先の各機関においても十分に留意し、上記1に記載する目的以外では使用しないこと。

以上

(西暦) 年 月 日

■ 住所: _____

■ 御本人氏名: _____

■ 保護者氏名(続柄): _____ () _____